

令和4年第8回矢巾町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年8月22日（月）13時30分～15時58分
2 開催場所 矢巾町役場 4階 大会議室
3 出席委員

会長 16番 中川和則
会長職務代理者 15番 佐々木昭英
委員 1番 金子忠博
委員 2番 佐々木達也
委員 3番 高橋かおる
委員 5番 熊谷洋司
委員 6番 川村良道
委員 7番 川村和男
委員 8番 佐々木博
委員 9番 星川忠博
委員 10番 藤原幸藏
委員 11番 佐藤俊孝
委員 12番 高原弘明
委員 13番 阿部江利子
委員 14番 白澤和実
(欠席委員) 4番 白澤克美

4 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会議録書記の指名
日程第3 会期の決定
日程第4 業務の経過報告
日程第5 報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について
日程第6 報告第2号 農地法第18条の規定による農地の合意解約について
日程第7 報告第3号 転用許可等不要農地の現状変更届出について
日程第8 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する
許否決定について
日程第9 議案第2号 農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請に対する
許否決定について
日程第10 議案第3号 農地法の適用外証明願いに対する許否決定について
日程第11 議案第4号 農地法第5条の規定による農地の転用を伴う賃借権設定
許可申請に対する意見決定について
日程第12 議案第5号 農地法第5条の規定による農地の転用を伴う使用賃借権
設定許可申請に対する意見決定について
日程第13 議案第6号 農用地利用集積計画に対する意見決定について
日程第14 議案第7号 令和4年度矢巾町農業委員会最適化活動の目標の設定等
について

5 説明員

農業委員会事務局

事務局長 鎌 田 順 子

主任主事 藤 原 佳 芳 里

主事 鈴 森 玲 香 (産業観光課主事併任)

6 会議の概要

議長

それでは、会議に先立ちまして皆様にはお知らせをいたします。5月1日からは庁内クールビズを実施しておりますので、暑い場合には上着を脱いでいただいても結構でございます。

また、本日の総会にあたって事前に議案書を送付しております。新型コロナウイルス感染症のため、議案書の朗読は表題のみとし、時間を短縮して進行していきたいと思っております。

質問、意見、討論等発言の際は、挙手により発言の意向表示をお願いいたします。また、発言を許された方は、議席番号と氏名を述べた上で発言くださるよう、よろしくお願いいたします。

本日の出席委員は15名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

なお、4番、白澤克美委員が欠席する旨連絡がありましたので、お知らせいたします。

ただいまから、令和4年、第8回矢巾町農業委員会総会を開会いたします。

それでは、あらかじめ皆様にお配りしている日程に従いまして、進めていきたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしということで、日程に従いまして進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

それでは、当職より指名いたします。5番、熊谷洋司委員、6番、川村良道委員、7番、川村和男委員にお願いいたします。

日程第2、会議録書記の指名ですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がありますので、それでは当初より指名いたします。農業委員会事務局、鈴木玲香主事にお願いいたします。

日程第3、会期の決定ですが、本日1日とすることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

異議なしの声がありますので、それでは、本日1日と決めます。

日程第4、業務の経過報告ですが、別紙により当職よりご報告いたします。

業務の結果報告です。8月分ですが8月2日火曜日、農業者年金加入推進研修がございました。これについては生活文化専門委員、事務局長が対応して出席しております。

議長 16日、農地転用現地調査、川村良道委員、佐藤俊孝委員、事務局で対応しております。この日は結構、4か所ほどですか、現地調査が多かったように思われます。

同じく16日、あっせん会議ということで5役と事務局で対応して行われております。

17日、矢巾町都市計画審査会が行われております。これについては私が出席しています。中身については、今度地区計画で下花立地区計画の変更案についてと、下花立地区の道路についての変更案ということで、そういったことの説明でございました。これに対しては町からの諮問ということで委員が決めて、町への答申ということで提出しました。

こういったことを行っておまして、今回、令和4年第8回矢巾町農業委員会総会が実施される状況でございます。

以上、業務の経過ということで報告させていただきますが、何か質問等がございましたら。質問等ないですか。

(「なし」の声あり)

議長 なければ次に進みます。

日程第5、報告第1号、農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について、を議題といたします。議題については、事務局より朗読させます。

事務局 (報告第1号 朗読)

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 事務局より補足説明させていただきます。

報告第1号の番号3番につきまして、登記地目は畑となっておりますが、実際は現在住宅が建っている状態のため、今後宅地へ地目変更するような手続きを促していきたいと思っております。以上でございます。

議長 それでは、今の事案に関して質問ありましたら、挙手願います。

(「なし」の声あり)

議長 それでは質疑なしと認めます。では、次に進みます。

日程第6、報告第2号、農地法第18条の規定による農地の合意解約について、を議題といたします。議題については、事務局より朗読させます。

事務局 (報告第2号 朗読)

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 報告第2号について、事務局より補足説明させていただきます。

事務局 番号1番、2番につきましては、議案第5号の案件と関わるものでございます。こちらの農地につきましては、今後、農家分家を建築予定のため、貸借している農地の一部を解約するものとなっております。以上でございます。

議長 それでは質疑がありましたら、挙手願います。質疑ございませんか。
(「なし」の声あり)

議長 なしという声なので、それでは次に進みます。

日程第7、報告第3号、転用許可等不要農地の現状変更届出について、を議題といたします。議題については、事務局より朗読させます。

事務局 (報告第3号 朗読)

議長 補足説明を許します。

事務局 事務局より補足説明させていただきます。報告第3号の番号1番につきまして、こちらの農地につきましては砂利混じりの農地であるために耕作に支障があるため、20センチメートルの盛土を行うものとなっております。こちらは施工後も田として利用する予定となっております。以上でございます。

議長 それでは質疑がございましたら挙手願います。

佐藤俊孝委員 はい、議長。

議長 はい、11番、佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員 はい、11番、佐藤です。

報告第3号についてお伺いいたします。この変更概要の内容の中に、耕作の利便をよくするため、土壌改良、嵩上げ20センチ、田で、工事着手日、工事完了月日。この内容のみが現状変更届に関わる内容でしょうか。それ以外に何かありますでしょうか。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 番号11番、佐藤委員のご質問に事務局よりお答えいたします。

変更の概要につきまして、記載にあるとおりでございます。届出者からの現状変更届出書に記載している事項についても、変更概要に書いてあるとおりとなっております。それ以外については、ございません。

佐藤俊孝委員 はい、議長。

議長 はい、11番、佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員 11番、佐藤です。この変更概要によって、この届出を受理して問題ないという形で、事務局が報告してきたというふうに解します。そこで確認ですが、例えば、工事着手が7月の20日。これは結果的に事後の報告、工事着手はもうされていて、当委員会では事後の報告という形になるわけです。事後の報告ではないですか。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局

11番、佐藤委員のご質問にお答えいたします。

工事着手日が令和4年7月20日となっておりますが、届出年月日につきましては令和4年7月14日となっておりますので、届け出をいただいて受理した後に工事に着手していただいております。以上でございます。

佐藤俊孝委員

私の質問した意味はそういう意味ではなくて、文書処理は14日になされて7月20日の着手ということなんですが、当委員会には今月22日になって報告されている。この間ですね、地元の委員さんがこれを承知していなかった場合、いろいろと不都合が出るのではないかなというふうに思うわけです。

で、例えば7月の20日に着手するよ、というお話であれば、地元の委員さんにはその前にこの内容はこういうわけで書面の内容を確認した段階では問題がないように思われたから、事務局の方で処理はします、来月の定例総会にはこの案件がかかります、そういう、いわゆる「報連相（ほうれんそう）」が必要なんだろうなというふうに思うわけです。その辺はいかがでしょうか。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

11番、佐藤委員のご質問にお答えいたします。

先月の総会でもお話がありましており、転用許可等不要農地の現状変更届につきましては、地元の農業委員さんと相談した後に、届出者のほうに受理通知を送るということをお話を進めておりまして、今回の番号1番の案件につきましては、土地が高田にある農地でしたので、会長のほうに事前に確認の上、●●●●のほうには受理通知を送っております。以上でございます。

佐藤俊孝委員

はい、議長。

議長

はい、11番、佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員

11番、佐藤です。関連する質問になるかと思いますが、先月の総会において、現状変更届けの内容がありました。その内容を後で私も拝見したんですが、この事案については、7月の中旬に現地パトロールをした段階で、大規模な工事内容で着手していた状況だったものですから、とりあえず佐々木委員さんに情報共有を図るため確認し、かつ、佐々木博委員は高原委員さんのほうにも相談したという経緯に伺っております。

この現状変更という形で処理するにあたって、いわゆる規模とか内容とかによるもので現状変更届を確認するやに理解しているのですが、その現状内容が届出報告の内容と異なって大規模になっていて、当初この変更届内容に表されていないような土盛りの量とか高さとか、それらに対する内容が把握できずに、結果的に終わった状況を見たら現状変更に済みそうにないように思われるような、その後の状況のストーリーと言いますか届出を受けっぱなしにしているものなのか、「いやいや」という形で是正を求めることが可能なのか、結果的にわかってから後始末をするような状況というのは大変処理に困難さが出てくるわけですが、途中段階になっていても、こういう内容であればいかなものかというふうに確認されるもの、そのいかなものかというのは、現状変更が届出がされている以上とみなされるようなもの、そういう場合の措置の在り方、その辺を考え方なりやり方なり、もし決まったものがあれば参考までにお知らせいただきたい。で、なぜこのような発言をするかというのは、白沢においても、前回検討いただいた事案の内容は、大変大規模な内容に見受けられました。

一つの尺度の中に、面積要件2アール未満のものは現状変更届出不要やに伺いますが、あの面積はもう少し大きいのではないかと目測の中で判断しますし、盛土高においても人の背丈を上回るような盛土高に感じました。2メートルくらいあるのではないかと。現状が水田であって、給水栓が設置されているんですが、その給水栓は当然その盛土の高さに差があって給水ができないわけです。そのような変更内容をして、その利用とする田んぼは、模様替えをした後の田んぼに給水させようとする。

それから、盛土の法面の勾配を見ると、私どもの見方をすると法高がある高さの場合に法面傾斜が強く感じられました。通常は1割5分以上寝かせて法面安定を図るわけですが、その辺はちょっと不十分じゃないかな、とか。それから畦畔幅が40センチぐらいなのはいいんですが、畦畔を歩いてみると転圧がやっぱり緩い、転圧が足りていないという感じも見られました。それから、田区排水があって、その田区排水から表面水が流末のほうに入り込むような仕組みだった。その辺も急ごしらえであって、なかなか排水機能が満たされないんじゃないかな、それが結果的にはほかの方へ影響をするのではないかな、と。

佐藤俊孝委員

それから、その圃場の北側には道路があって、その道路から更に北側には宅地があるんですが、その宅地に土砂が流れ込むのではないかと、そんないろんな懸念材料がその中に介在しているんです。更には、県道とその農地の境が、現状であれば法面があって、その法面の下側のところが境界じゃないか、というふうにおよそ検討したんです……。

現在は、すっかり腹付け盛土されていますから、平らな状況の中に境界が出てくるようなそんな状況になるわけですね。そのことについて、県道管理者である盛岡広域振興局土木部が了解したものなのかどうか。いろんな疑念がその中に出てくるんです。それらを、その時点時点でこの現状変更届に対して違う点が確認されたらば、やっぱりやる前にその本人からの聞き取りもし、そこに判断材料を持つべきだな、というふうないう感じのところもありましたので、そういう途中で現状変更届にそぐわない内容で施工されている場合に、どのような措置を取るべきなのか、その辺の確認をしたいと思います。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

11番、佐藤委員のご質問にお答えしたいと思います。まず、右側で2アールではないのではないかとこの点につきましては、現状変更のところ2アール未満に制限されているのは農地転用、宅地への転用のみでございまして、農地として利用するため盛土や切土を行う場合については面積要件はございません。

そこは農地転用の時のみ2アールという形となっております。また、前回、現状変更で受け取った農地について、このまま進めて大丈夫かというところにつきましては、先月の農業委員会の総会のほうでも高原委員さんからご指摘がございまして、その内容につきましては、施工事業者さんのほうにこのようなご指摘が地元の委員さんから上がっておりますと、改善を求めます、ということでお話は全て伝えております。

今後につきましては、受理通知をお出しする前にも農業委員さんとお話をしまして、内容につきましては既に畑になっているという場所がございしますので、内容、案件につきましては現地確認の必要があるかないかなども含めて地元の農業委員さんとお話しながら、進め方については進めていきたいなと思っております。

こちらの現状変更届出につきましては、矢巾町で定めている指導要綱に定めがあるものでございます。その中でも、無断転用防止の指導ということで、届出があった事案について他の目的に転用されることがないように確認していくということもございまして、「監視及び指導をする」となっておりますので、地元の農業委員さん等で目的外に使用されているとか、そういったことがあれば、指導まではできるのかなと思っております。

事務局 ただあくまでも、町の指導要綱となっておりますので、強制力というところは、やはり法律よりは弱いと思いますが、委員さんのほうで指導していただけるのかなと思っております。

また、現状変更届出につきましては、工事完了届出を提出いただくものとなっておりますので、今回の工事、前回の工事につきましてまだ完了届が出ておりませんので、前回の工事に疑念があるということでございましたら、完了届が出た時点で再度現地を農業委員さんと確認して、問題ないか、この完了で受理してよろしいかというところで確認できたらいいのかなと思っております。以上でございます。

佐藤俊孝委員 はい、議長。

議長 はい、11番、佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員 11番、佐藤です。おおよその内容は理解したんですが、例えば白沢の事案においては、盛土の中の最初の変更協議、変更の概要の中には、盛土の高さはどのくらいに上がったものなのか。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 11番、佐藤委員のご質問にお答えいたします。届書に盛土の高さという記載がございませんでしたので、事業所より聞き取りを行い1メートルということで確認しております。以上でございます。

佐藤俊孝委員 はい、議長。

議長 はい、11番、佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員 11番、佐藤です。1メートルは後にわかったと。後に確認をして、その内容だと。それが仮に1メートルを超えるような盛土が出てきた場合、それは是か非か。要は、農地として利用するにあたって必要な改良厚、その辺はどこかに尺度が出てくるべきだと思うんですね。それが1メートル以上とかになると、何らかの別の要因があるんじゃないかと危惧をするんです。その辺を慎重に扱わねばならないようなものだというふうに思うんです。

特にあの場所は、通行する車両も多いし人も多い場所ですから、非常に注視するような場所です。ああいう状況の内容が出てきたときに、農業委員会は許可をしたんだな、ざっくり言うとそういうふうなものの方になるんですね。

届出の受理は、結果的に地元からすれば、許可したものというふうにみなしてくる。そういう誤解のないように、慎重に扱わねばならないんだなというふうに理解しているんです。

佐藤俊孝委員　　ですから今回も、20センチと言っている厚さが出てきているわけですから、それが一つの目標値であるのでそれを大きく上回るようなことがあれば、そういう先程の状況です。すぐに「なぜそのような変更があるんだろう」というようなことを「報連相」すべきだろうなというふうに思うので、意見として申し上げます。以上です。

事務局　　はい、議長。

議長　　はい、事務局。

事務局　　11番、佐藤委員さんのご意見にお答えいたします。今後につきましては、地元の農業委員さんにご連絡を取りつつ、今回受理したものについて、完了届を待つ前に20センチを超えていないか、田以外に使われるのではないかという懸念が無いかについて、地元の農業委員さんと連携しながら進めていけたらと思っております。ありがとうございます。

議長　　よろしいですか。

高原弘明委員　　はい、議長。

議長　　はい、12番、高原弘明委員。

高原弘明委員　　12番、高原です。今、11番の佐藤さんがお話したとおりでございますが、一つ私も懸念される場所があります。先月の案件もそのとおりですが、今回も1年をかけて工事に入るということで、なぜこんなに1年もかけて工事をするのかという思いがあるわけです。

そういった中で、前回の案件もそうですが付近の住民に何らその周知がなかったということもあります。何ですか、自前でやる分にはいいんですが、仮にも工事という名前が入るのであれば、やはり周りの住民には周知が必要ではないかと。一般的には建築工事にしろ砂利の採取工事にしろ、そういった事業を行う場合にはその場所に何らかの表示をするはずで、工事とか、あと許可証の写しとか、今回は受理でしょうから、例えば受理証を発行しているのであれば、受理証の立て札とかそういったものを立てるべきだと思うんです。

そういったものがあるのかないのかも確認をしたいと思います、やはり農業委員さえ分かればいい、事務局さえ分かればいいという問題ではなくて、工事に着手してその場所が危険となる区画内であれば、第一に住民に何らかのそういった表示をしてわかるようなものが必要ではないかと思っているのですが、どうでしょうか。

事務局　　はい、議長。

議長　　はい、事務局。

事務局　　12番、高原委員さんのご質問にお答えいたします。

工事着手・完了について1年間をとっていることにつきましては、届出を出していただいた際にお話を聞いておまして、期間についてはかなり大きく取っているだけで、工事自体は1か月程度で終わるものと話は聞いております。

周辺の方へのお話につきましては、受理届であり受理通知となっておりますので、表示の義務まではこちらでは定めてはおりませんので、表示しなければいけないとはなっておりませんが、周辺で農作業する方であっても重機が入るといことは影響を与えるものだと思いますので、地域の方にご理解いただくようにということで、今後提出いただくものにつきましてはそちらの方も指導していきたいと思っております。以上でございます。

議長

よろしいですか。

高原弘明委員

はい。了解しました。

白澤和実委員

はい、議長。

議長

はい、14番、白澤和実委員。

白澤和実委員

14番、白澤です。工事自体はいいんですが、実際はその白沢の案件について、そもそも基準に合っているんでしょうか。合っていないような気がするんです。工事をやるときの農地の基準は出ているんですけども、どうも角度が示された基準に対して全然あっていないような気がしていて、そういうところは佐藤さん、どうなんでしょうか。

佐藤俊孝委員

今の質問は、盛土に対する基準があるかどうかということですか。

白澤和実委員

工事の基準があって、今回の土盛りを工事の基準に照らし合わせると、法面の勾配が非常に立っているような気がして。

佐藤俊孝委員

今の質問は「盛土の法面勾配が適正であるか」という質問に伺いましたが、法面勾配の決定は土質によって異なってきます。

粘性土であるか砂質系であるか、当然粘りがあるもの、それから俗に言う固いもの、そういうものは法面勾配を変えていくわけなんですけど、普通土であれば1割5分というのが普通の法面の勾配というものの一つの目安です。

白澤さんとほかの委員さん方の質問と私も同感なんですけど、あれは非常に立っている、法面が立っているというふうに見ました。法面勾配を決めるのには安息角という判断があるんですけど、その安息角を満たせば法面は立てられるんですけど、普通であればまず1割5分。1割5分というのは、高さ1メートルに対して、三角形の底辺が1メートル50です。1メートル50行って1メートル上がるという法面勾配が1割5分ということです。

議長

よろしいですか。

白澤和実委員 基準があって、その基準を我々は来たやつを見てみんなで批判して、じゃあ1メートル上げて「あれは絶対まずい」というものを、この総会で、何もないままで議論していいのかという気持ちです。図面もないし勾配もわからない、我々が議論するとき何も基準が無いし資格も無いし、ここで議論して工事をさせていいのかというのが、ちょっと考えないとまずいかな、少なくとも実際の図面くらいはないと議論できないと思います。

佐藤俊孝委員 はい、議長。

議長 はい、11番、佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員 11番、佐藤です。白澤委員さんの意見について、私も同感です。先程のこの変更の内容はこれが内容かと問い合わせたと思いますが、適否のある内容がそこなんです。

要は、形があるべきものを示した上に行って、それにそぐわないものになった時にどうするのかというのが、最初の疑問点です。白澤さんがおっしゃるのは、そういうものを最初に平面図なり横断図なり、そういうものがある、それが出来上がりとしてこういう形になるんだよっていう形があれば、我々もその内容を受け取るときに検討しやすいものなんだろうし、途中で管理するにおいても、それが協議されているものですから必要なものだろうと思います。白澤さんの意見に同感です。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 11番、佐藤委員さん、12番、高原委員さん、14番、白澤委員さんのご意見にお答えいたします。

原則、現状変更届出については総会で報告案件ではありますが、内容について確認するために図面等が必要ということですので、今後提出いただく届出者については、そちらの図面を添付の上、申請していただくようご指導したいと思います。ありがとうございます。

議長 よろしいでしょうか。

佐藤俊孝委員 はい、了解しました。

佐々木博委員 はい、議長。

議長 はい、8番、佐々木博委員。

佐々木博委員 8番、佐々木です。

この工事が完了した際には、何をもってこの変更概要の条件のように終わらせたかということは、届出の方が、「終わりました」という話が農業委員会に来て「わかりました」とするのか、委員会が現地に赴いて現状確認するのか、そういうあたりでまた取組が変わってくるかと思うのですが、どうでしょうか。最終確認のところですね。

事務局 はい、議長。
議長 はい、事務局。
事務局 8番、佐々木委員のご質問にお答えいたします。
工事が完了した際には完了届を提出いただくことと、それにつきましては報告案件で総会で報告するということろしか要綱には決まっておられません。案件によっては現地調査をした後に完了を受け付けるほうがよしい案件もあると思いますので、そこにつきましては地元の農業委員さんと相談の上、対応を決めさせていただければいいのかなと思っております。内容によっては既に田から畑になっている案件等もございますので、内容によってどのような対応をするか、というのは地元の農業委員さんと事務局で相談の上決めていければいいのかなと思っております。

議長 はい、8番、佐々木委員。
佐々木博委員 わかりました。
熊谷洋司委員 はい、議長。
議長 はい、5番、熊谷洋司委員。
熊谷洋司委員 5番、熊谷です。そもそものところから教えていただきたいのですが、現状変更届は現状を変更する場合、この届を出せばそれだけで工事ができるという案件になりますか。それとも、これは許可が必要な案件になりますか。

それとですね、8番の委員さんも言っていましたが、工事終わった時には完了報告書を出して、当時の提出書類に対して変更があって是正を勧告したい場合は是正勧告は可能なんでしょうか。あくまでも届出であってそれは不可能ということなんでしょうか。その勧告を出して、是正させることは可能になんでしょうか。その辺ちょっと教えてもらえればと思います。

事務局 はい、議長。
議長 はい、事務局。
事務局 5番、熊谷委員のご質問にお答えいたします。
1点目は、こちら現状変更については許可ではなく届け出の案件となっておりますが、工事をする前に農業委員会に届け出ることとなっております。届け出る内容につきましては、2アール未満の農地転用、田を畑として利用するために盛土を行う場合、畑を田として利用するために盛土を行う場合と、その他の理由で農地の現状を変更する場合となっております。こちらについては届け出になっておりますので許可ではないですが、ただ「受理」をするしないがございますので、そこについては工事前に農業委員会に届け出をしてから工事していただくということになっております。

事務局 2点目の、完了届を出していただいた際に届け出ていただいた内容と異なる場合には是正勧告できるかということにつきましては、こちらについては矢巾町の要綱に決められている内容でありまして、会長からの「指導」につきましては明文化されておりますが、是正勧告まではできないものでございます。以上でございます。

議長 よろしいですか。

熊谷洋司委員 はい、了解しました。

議長 よろしいでしょうか。それでは、次に進みます。

皆様には、お諮りいたします。

日程第8、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について、日程第9、議案第2号、農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請に対する許否決定については農地法第3条にかかわるに関する案件ですので一括して議題としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことですので、一括して議題といたします。

日程第8、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について、日程第9、議案第2号、農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請に対する許否決定について、を議題といたします。

議題については、事務局より朗読させます。

事務局 (議案第1号及び2号 朗読)

議長 補足説明をお願いします。

事務局 事務局より補足説明させていただきます。

議案第1号について、お手元の別添農地法第3条調査書をご覧くださいればと思います。事前に送付した片面刷りの1枚ものとなっております。こちらにつきまして、3条許可要件が記載されております。番号1番から5番につきまして、これにより農地法第3条第2項各号に該当していないと思われることから、許可要件の全てを満たしているものと考えます。

事務局 続きます、議案第2号につきまして補足説明させていただきます。こちらでも事前にお送りした、農地法第3条の調査書をご覧くださいと思います。こちらの案件につきましても、番号1番から5番につきまして、農地法第3条第2項各号に該当していないと思われることから、許可要件の全てを満たしているものと考えます。また、議案第2号番号1番の案件につきましては、賃借料が1反歩当たり6,600円となっております。こちらにつきましては、貸借する農地が、現在耕作されていない農地であり農地に復旧する作業が必要であること、また収穫量が他の農地と同等になるには時間がかかることから、このような金額にしたと聞いております。以上でございます。

議長 それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。質疑ございませんか。

白澤和実委員 はい、議長。

議長 はい、14番、白澤和実委員。

白澤和実委員 14番、白澤です。2番の、この会社ってどういう会社ですか。実は調査票を見て、問題ないというふうに書いてあるんですが、普通の会社に見えてしょうがないんですけども、名前が。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 14番、白澤和実委員のご質問にお答えいたします。

●●●●●●●●●●につきましては、以前も貸借があった会社でございます。高田地区を中心に耕作している会社でございます。今回はズッキーニを作付している会社でございます。こちらにつきましては盛岡市の方から農業経営改善計画認定書ということで認定もいただいている農業を主とした会社でございます。以上でございます。

議長 よろしいでしょうか。

白澤和実委員 はい。了解しました。

議長 ほかに質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

議長 それでは、質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 それでは討論なしと認めます。挙手により表決に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 はい、挙手多数ですので、許可することに決めます。次に進みます。

議案第2号、農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請に対する許否決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長

挙手多数ですので、許可することに決します。次に進みます。

皆様には、お諮りいたします。

日程第10、議案第3号、農地法の適用外証明願いに対する許否決定について、日程第11、議案第4号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う賃借権設定許可申請に対する意見決定について、日程第12、議案第5号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う使用賃借権設定許可申請に対する意見決定について、は転用に関する案件ですので一括して議題としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

それでは異議なしの声ですので、一括して議題といたします。

日程第10、議案第3号、農地法の適用外証明願いに対する許否決定について、日程第11、議案第4号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う賃借権設定許可申請に対する意見決定について、日程第12、議案第5号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う使用賃借権設定許可申請に対する意見決定について、を議題といたします。

議題については、事務局より朗読させます。

(議案第3号、第4号及び第5号 朗読)

議長

補足説明を許します。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

事務局より、補足説明させていただきます。

まず、議案第3号について補足説明いたします。6ページ目の次の7ページ目の地図をご覧くださいと思います。

申請農地の場所につきましては、役場北東側約2.7キロに位置しております。市街化調整区域内にあり、農地の中に宅地が点在する場所でございます。こちらにつきましては、農作業小屋が農地に建てられているということ、また農地の一部に砂利が敷かれて進入路となっているということで、農業委員会に相談があり、適用外証明願いを提出いただいた案件でございます。

続きまして、議案第4号のほうをご覧くださいと思います。議案第4号の次のページをご覧くださいと思います。地図でございます。

議案第4号、番号1番につきましては、場所は役場南東側約3.6キロに位置しております。西側は町道細川線に隣接しております。こちら市街化調整区域内農地でございます。農地の中に宅地が隣接する場所となっております。

事務局

続きまして、ページをめくっていただきまして、10ページ目、議案第5号についてご覧いただければと思います。

番号1番の農地につきましては、役場東側約1.7キロに位置しております。東側は町道中央1号線に隣接しております。こちらは市街化調整区域内にあり、農地の中に宅地が点在する場所となっております。

続きまして、議案第5号番号2番につきましては、こちらは役場東側約1.1キロに位置しております。南側は町道風張3号線に隣接しております。市外化調整区域内農地の中に、農地が点在している場所がございます。以上でございます。

議長

それでは、8月16日に農地転用現地調査を行った農業委員より、調査結果の報告をお願いいたします。

川村良道委員

はい。6番、川村良道でございます。議案第3号、農地法適用外証明願いに対する許可決定についてということで、●●●●●さんの件で、現地確認をしました。申請農地には、平成25年に娘夫婦の同居に伴い、車庫が建設されました。2年ほど前に、上下水道管の埋設工事が行われ、町道と住宅敷地の境界を確認した際、境界のずれがあったため、住宅周辺の土地の所有状況等を確認したところ、当該地は農地であることが判明しました。宅地と思っていた当該農地に、車庫が建っていることが発覚しました。

ということで、当該農地は農振白地であり生産性の高い農地ではないということで、転用はやむを得ないという判断をいたしました。

農地であることが判明したということですが、農地へ復旧することは困難であることから、農地法の適用外を証明するにあたり、やむを得ないと判断しました。というところでございます。

佐藤俊孝委員

はい、11番、佐藤です。続きまして、議案第4号、農地法第5条の規定による農地の転用に伴う賃借権設定許可申請に対する意見決定の事案の現地調査の内容について報告いたします。

皆様のお手元に、農地転用現地調査記録、8月16日、2枚目に番号4というのが載っていると思いますが、これが本議案4号の、番号1番の内容です。

8月の16日に、事務局の藤原主任主事と川村委員、私と3人で現地を確認いたしました。ここは●●●●●●●●さんが、砂利採取ということで上がってきた事案で、これまで●●●●●さんは砂利採取において、地元とのトラブル的な内容が縷々発生しておったと、事務局は非常に懸念をいたしまして、きっちり内容を確認していただきたいという趣旨が開口一番に述べられました。それで現地内容について、会社の代表権を持った方、その方から縷々内容をお伺いしたく聞き取りしようとしたのですが、現地に入っている作業員さんじゃないとわからないということで、当日の午後に再度現地に赴きました。

作業をする方から聞き取った内容でございます。意見の部分を読み上げます。

現地で施工業者から作業内容について、聞き取りを行いました。内容は、以下に示す内容でございます。①番から⑤番の内容でございます。

①番、当該地への乗り込みのため、仮設の進入路を1か所設置して作業を行うこととする。これは、先ほどの議案4号の図面、9ページですか、この図面を見ていただきたいと思いますが、場所はこの矢巾地区農業構造改善センターです。

この十字路から左上の方の第9地割という、田の2枚のところが当該地でございまして、この当該地への乗り込みがどのようにされるかっていうところを確認したものです。この十字路から左手の方の第11地割の方に侵入路を設けまして、そこから乗り込みをするんだということを確認したところでございます。これは仮設として、畔から路肩に鋼板を敷いて路肩が壊れないような配慮をするということ、それから乗り込みは複数箇所にはしないというようなことを伺ったところです。

それから②番、町道からの保安距離を3m確保し、ほ場内で作業を行うこと。また、作業車両は、ほ場内に駐車すること。これは、町道から乗り込みをする部分についてです。保安距離を確保しながら行き、当日、通行する一般車両、工事車両が出合い丁場にならないような工夫をする、という内容でございますし、そこで作業する方々の車両は、ほ場内に全て取り込ませるということでございます。

それから③番、ほ場からの排水については、ポンプアップにより西側の町管理排水路に排水すること。これは、先ほどの図面向かって第2地割という名前が表記してある田んぼ2枚の左手に波線があります。これは排水路を意味しているんですが、この排水路が町管理の排水路だそうで、ここに排水を行うこと、という確認をしております。通常、ほ場から砂利採取によって溜まった水を排水することが伴うわけですが、当然そこで懸念されるのは、ポンプがどうしても「のろ」などを少しでも吸い込みまして、それが排水路に排出することで堆積とかを伴うわけですが、これは当然随時軽減管理をしておくことは当然のことです。

それから④番、支線用水路及び給水栓は重機による破損を防止するため、柵で保護し、用水系統に支障がないよう配慮すること。ここのこの十字路の上の方に行く道路が農道でございまして、この農道にパイプラインの用水路の支線用水路が埋設されておまして、田んぼ1枚ごとに給水栓が設置されておまして、これを破損することがあれば、当然、下流地域への用水の供給に支障が出るわけでありまして、それを防止するために柵を設置して、その施設を保護するなどの範囲を確認しました。

佐藤俊孝委員

⑤番、表土剥ぎ取りは2次に分けて剥ぎ取りを行うこと。1次は営農上重要となる表土15センチ分を剥ぎ取り隣の田に集積すること。2次は表土剥ぎ取り後の高さから深さ3mくらいまでを剥ぎ取りをして、同じく隣の田んぼに集積すること。1次と2次の剥ぎ取り集積は混ざらないよう明確に区分して、砂利採取後は、2次分と1次分の表土を順次戻す、そういう農地復旧することということを確認した次第です。

今、1次と2次という形に表現しましたんですが、営農上、一番重要であるのは、表土約15センチ、これが一番重要であるわけですから、それを明確に剥ぎ取った上で集積をする。で、それとはまた別に、深さを具体作業のために深さを求めてくるんですが、その採掘は次として、1次とはまた別に集積をする。砂利採取後には2次1次というふうに、逆順に埋め戻しをしていくということを確認したものです。

以上のことを確認し、隣接農地に営農上の支障がないことと当該農地の農地復旧に問題がないことを確認したところであります。

地域からの要望が更にありましたので、また以降にそれを記載していますが、地域住民から、実施前において工事内容を説明してほしいとの要望があり、その内容を業者さんの方に伝えたところでございます。●●●●さんにおいては、周知方法については●●さんのほうにお任せ願いたいという申し出がありましたので、そういう方向については委ねることとした。

今回、この意見内容が非常に細やかになっておりますのは、一昨年同様に砂利採取の事例において、非常に農地復旧に問題があったということが、当委員会の中で議論された経緯もございまして。その内容は表土の中に砂利が混じっていて、営農上非常に支障になっているという、農地復旧に問題あるのではないかという内容がでておったところございまして。これはやっぱり後にやった結果に問題があると、事後処理の内容が非常に厄介になるなと思ったところですので、作業においてどのような配慮をするか、確認をしたというところでございます。

この内容について、意見はこのようにまとめてあるんですが、ぜひですね、地元の委員さんに置かれましては、内容を見守り、異常があると思われる場合は委員会事務局なり総会に報告をいただければ、その時々に対応できることとなるのではないかなというふうに思ったところでございます。以上、意見でございます。

議長

はい、ありがとうございました。その他、補足説明がありましたら説明をお願いします。

川村良道委員

はい、議長。

議長

はい、6番、川村委員。

川村良道委員

はい、6番、川村良道です。先ほどの佐藤委員さんの説明で、実は●●●●さんなんですが、その後、私も土橋の方々とお話を確認しました。そうしたら、実は非常にやっぱり評判が悪うございまして。現在私も、●●●●さんでしたか、草を刈ってほしいと。草はもう背丈以上に伸びてまして、これはもうハンマーモアでないとしても刈れない、しかももう柳が生えている箇所が4か所ぐらいございまして、そこをちょっと管理という話を地元でしたら、実はその工事は●●●●さんがやった、と。復旧、農地に戻してもらったんですけれども砂利だらけで、トラクターを3回壊して、誰も借りる人がいなくて耕作放棄地になったというのが今回の草刈りその場所でした。

実は先程佐藤委員さんが言われた、去年工事をやられて今年田植えをしようとして代かきのためにトラクターをほ場に入れて、ほ場のほとんど入り口付近ではまってブルドーザーでトラクターを引っ張り出してようやくトラクターを引き上げた、ということで結局そのほ場は今年耕作できませんでした。

そういうふうには●●●●さんの再生技術がないということで、今、水田として活用できているのは、地元の人たちの中で●●●●さんの機械を逆に「運転を代われ」ということで、免許持っている人が耕盤を作ってから土を入れてようやくほ場に戻したという人ぐらいです。水田に戻す技術が非常によろしくないということですので、今回、六反歩程、砂利を採集して農地に復元するというお話ですので、ちょっと私もですね、この仕上がりまで注視していきたいというふうに感じています。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。では、議案第5号について、報告をお願いします。

佐藤俊孝委員

11番、佐藤です。続きまして、議案第5号農地法第5条の規定による農地の転用を伴う使用貸借権設定許可申請に対する意見決定について、現地調査を同じく8月の16日に事務局の藤原主任主事さん、それから川村委員さん、私と3人で行った結果を報告します。

皆様のお手元に、農地転用現地調査記録、これがあろうかと思えます。そちらを見ていただきたいと思えます。この資料の番号2番並びに番号3番が、議案の番号は違いますが内容はその内容でございます。

議案第5号の1番、●●●●さん、それから●●●●●●さん、この方に対する内容でございますが、意見を読ませていただきます。

当該農地は、農振白地でありまして生産性の高い農地ではないこと、農家分家住宅建築にあたり、最小限の面積と判断されること、市街化区域内には宅地等を所有していないこと、以上のことから、転用はやむを得ないと判断をしたところでございます。

佐藤俊孝委員

それから、番号2番の内容でございます。●●●●さん、●●●●さんのご夫婦でございますが、調査記録では3番となっているところでございます。

当該農地は、農振白地であり生産性の高い農地ではないこと、農家分家住宅建築にあたり、最小限の面積と判断されること、市街化区域内に宅地等を所有していないこと、以上のことから、転用はやむを得ないと判断したところでございます。

「なお」以降は、当該地においてご本人さんと私共が確認したところでございます。

なお、申請地の現状は水田でございます。そこは、ハウスが建設されておりまして、その一部分でございますが、隣接道路より低くなっておりまして、排水が不便ではないかと危惧したところでございます。排水等の建設投資が懸念されましたので、申請者からその経緯を伺ったところ、問題なく排水できるという回答を受けたところでございます。

以上2件でございます。

議長

はい、ありがとうございます。その他補足説明がありましたら、お願いいたします。

川村良道委員

ありません。

議長

それでは質疑がありましたら、挙手願います。

佐々木博委員

はい、議長。

議長

はい、8番、佐々木博委員。

佐々木博委員

8番、佐々木です。農地転用現地調査記録4番の●●●●さんのところなんですけれども、この説明では、地元トラブルが発生していたという話でございますが、このトラブルというのはいつくらいから発生していたのか、そして昨年度ですか、高田地区でも同じように砂利採取の申請があったと思いますが、そのときに私やっぱり近隣トラブルはないですかという質問をさせていただいて、「無い」ということだったと思うんですけど、それとこれの関連はどうなのかというところと、もし、矢巾町内でそういった形で採掘しているところがほかにあるのであれば、こういったケースがあるのかなのか確認が必要でしょうし、また指導が必要ではないでしょうか、というところでございます。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

8番、佐々木委員のご質問にお答えいたします。

議案第4号番号1番の案件につきまして、施工者である●●●●さんの地元とのトラブルにつきましては、昨年未頃だったと思いますが、地元の方から「道路が、重い砂利を積載した車が通ったために傷ついて下がっている、どうにかしていただけないか。」ということで、農業委員会ではなく道路住宅課の窓口にご相談があったと記憶しております。

事務局

その時点で、まだ砂利採取を行っているために車が通っていますというところをお話させていただいて、ただ、舗装補修するまでの被害ではないというところで、そこまでは求めなかったというところでございます。今回また届出が出たということで、住民の方からも、こういうことがあったのでやるのであればきちんとした説明をいただいた上で進めてほしい、ということでお話がありまして、今回については実際現地でお話を聞きながら、まず農地にしっかりと復旧することができる工事となっているか、周辺の営農に被害がないか等を確認して、総会にあげた議案でございます。

道路については、農業委員会というよりは道路住宅課のほうからお話をしっかりしておりまして、もし舗装が傷つくようなことがあれば修繕してほしいということのお話ありました。また、砂利採取したことによって前回の砂利採取のときに井戸水が枯れてしまったというところもございました。原因がそこかと言われると証明まではできないところではございますが、そこについては鹿妻さんのほうが重く見ておりまして、施工する●●●●さんから「井戸水が枯れた場合は」というところで念書をいただいているとお話を聞いております。農業委員会としましても、実際に昨年砂利採取した場所について今年営農ができていないという状況がございましたので、表土などどのような形で工事しているのかというのは現場で確認いたしましたし、大きなトラックが通りますので、そこら辺で農耕車に迷惑かからないようにと、今の時点で許可を出すと9月、10月ぐらいに許可が出る予定となっておりますので、そちらについても配慮するようにとお話はしております。

高田の砂利採取のほうにつきましては、耕作している途中で水が来ないというような被害のお話は受けましたが、詳細を確認したところ、砂利採取が原因ではなく、鹿妻穴堰土地改良区のほうで管理している水路のほうで不具合があったというご報告いただいておりますし、地元の方との大きなトラブルではないのかなと把握しております。以上でございます。

議長

8番、佐々木委員、よろしいですか。

佐々木博委員

はい。そうですね。こういったケースがその方のほかにあるのであれば、やはりこういったトラブルにならないよう農業委員会としてはどういった動きを取るのかな、と思ひまして。やはり注意喚起は必要ではないかと。ポイントを絞ってその業者に対してと言うよりは、同業者といえますか、そういった方々がいらっしやると思ひますので、こういったトラブルを未然に防ぐために、そういった認識を注意喚起する必要があるのではないかなというところですよ。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

8番、佐々木委員さんのご質問ご意見にお答えしたいと思います。今回は●●●●さんの現地確認で注意点をお話しましたが、確かに同時期に現在も高田のほうで●●●●さんが採取を行っている最中でございますので、そちらの方にも同じように矢巾町内でこういう案件がございましたので気をつけて施工するということをお話をしたいと思いますし、今後上がってくる案件につきましても同じように、表土に問題はないか、施工中に何か営農に影響がないようにしているか、配慮されている工事であるか、施工後にしっかり営農ができる状態に戻せるのかというところをきちんと現地調査等で農業委員さんとともに確認していきたいと思っております。以上でございます。

議長

よろしいですか。

佐々木博委員

わかりました。

議長

他に質疑ありましたら。

熊谷洋司委員

はい、議長。

議長

はい、5番、熊谷洋司委員。

熊谷洋司委員

5番、熊谷です。今、聞いてると、どういう書類が提出されるかわからないんですが、こういう問題がある業者には施工誓約書なり施工計画書を作成して、そのとおりに工事が進んでるかどうか確認しながらの完了まで持っていけばトラブルが防げるかと思えます。どういう機械を使って、どういう手順でどういう数量を動かすか、表土を隣の田地に移動する、次に表面の掘削土を取った後、砂の採取する際にどういう機械を使ってどの程度の排水設備を使ってやるか、砂の採取が終わって戻す場合どういう機械を使ってどういう手順でやるか。一気に埋めるわけにはいきませんので、例えば普通であれば30センチごとに埋めて転圧してまた埋めるという格好になるのですが、そういう手順でやるかどうか、それとその最後に一番問題になっているその表土の復旧に関してですね、どういう機械を使って、どの程度の日数をかけてどういう転圧をして覆土するか、そういう作業を計画書を出して、農業委員会で検討するなりこの場でみんなで検討すれば、どういう資料が必要かどうか出てくるかと思われま。

またその際、もし可能であれば町内のこういう工事をしている業者にちょっと確認してもらって、問題点はどこにあるか、それを洗い出してみれば、あまりひどい結果には結びつかないで作業が終わるかなと思えますので、そのへんを指導できれば指導してもらえればなと思えます。

佐藤俊孝委員

はい、議長。

議長

はい、11番、佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員

11番、佐藤です。今、熊谷委員さんから出された意見に対して、私が感じるところを若干申し上げます。

まさに今、熊谷さんおっしゃるとおりで、砂利採取法の中にどういう手順でやるのか明記されているわけです。熊谷さんもお存じかと思いますが、それを監督官庁としているのは保健所です。で、我々が農業委員会として確認をしなければならないのは農地の一時転用なんです。農地の一時転用に問題があるかというところの視点から入っていくべきであって、やり方の内容については砂利採取法の行政官庁からご指導をいただくべきです。我々の現地調査の中で、最低限触れなければならないところは何かという視点でもって、今回は意見として、今までこういう意見を述べてなかったのですが、まとめたものです。

非常に行政官庁が複数にまたがるので、例えば道路であれば、建設サイドさん、今回は道路住宅課さん、それから用水であれば鹿妻穴堰土地改良区さん、私どものほうは、あくまでも一時転用の判断の中での行政関与の中で担う判断というところで、地域の民政安定について言うともっと幅広くなるんですね。非常にこれは厄介なところかなというふうに感じるんです。

ですから最低限、農業委員会が委員としてどこまでのところを確認をしたり指導していくべきかというところを明確にしたほうがいいのではないかなあ、というふうに思ったところです。以上です。

事務局
議長
事務局

はい、議長。

はい、事務局。

事務局のほうからも補足させていただきます。

今お話ありましたように、農業委員会としてチェックすべき範囲、それから農業委員会からは残念ながら言えない範囲などございます。

事務局

そのことから今回の案件につきましても、例えば地元のほうからは道路が非常に下がって水も溜まるということでお話がありました。また井戸枯れまで発生して、わざわざ水道を引いた人もいるというようなお話もございました。そのため、道路の担当のほう、今お話ありましたとおり道路住宅課の技師の方にもその話を通してありますし、道路占用それから水路の利用その他の許可も当然そちらのほうにも提出されておりますので、こちらのほうはどうなっているか、あるいはうちのほうに出されたものが適正なのかどうか、そこらへんは技師にお目通しいただいております。その中で今回につきましては道路住宅課のほうも、道路占用許可を出すにあたって許可の条件を何点かつけているんですが、道路構造物あるいは道路を破損した場合はきちんと修正することという一文も今回初めて入れていただきました。そのように、行政庁としての役割分担はございますが、連携しながら進めておりますし、情報も共有しながらやっております。道路のほうの技師も頼りながら助言をいただきながら、うちのほうとして話ができる部分については、佐藤委員さんと川村委員長さんが現地でしっかりお話をしてくださりましたので、そのとおりに進めたいと思います。

また、地元の方でもかなり憤りがあるようでしたので、県に進達する際にそこら辺の意見を付してくれという話もございました。それについては、農業委員会として意見を付せる範囲では当然に付していきたいと思っております。

また、継続してチェックしていきたいというふうにも思っております。委員さんに限らず現地に行ってみたいので、事務局の帯同をというお話をいただければ事務局の方でも一緒に伺いますので、言っていただければと思っております。よろしく願いいたします。

議長

よろしいですか。

熊谷洋司委員

はい、議長。

議長

はい、5番、熊谷委員。

熊谷洋司委員

5番、熊谷です。法の縛りは教えもらったんですけども、結局、結果として砂利玉が出るような覆土をされれば、耕作放棄地に繋がっているのは結果として出てるわけです。それを何とか歯止めをかける方法というのは、佐藤委員、何かないでしょうか。

佐藤俊孝委員

はい。今までについて、私ども現地立会して、最後の農地復旧の段階に一番問題となるのが、表土に対して砂利が混じって営農上支障になる、これが今までも問題として出てきましたので、混ざらないようにするために1次表土と2次剥ぎ取り土を混ぜないで置く事、そして、それが復旧された後には現地を確認するよ、というようなことをその施工する方に確認をしましたので、終わる頃には現地に行って確認をすればいいのかな、それによって未然にトラブルが防げるかな、というふうに思っているところです。

先程、報告の中にそのへんを含めないで失礼しました。そういう内容もございました。

熊谷洋司委員
議長

了解しました。

それでは、ほかに質疑ございますか。

白澤和実委員
議長

はい、議長。

14番、白澤和実委員。

白澤和実委員

はい、14番、白澤です。

私からはお願いです。皆さん、農道を守っていますけども、実際、農道はどのくらいの耐荷重があるのかというのを教えてもらいたい。基幹的農業とか公共交通とかあるみたいですけども、中には鹿妻のパイプが入っていたり、通学路ということで耐荷重を少し上げてあるのかな、結局舗装がしてあると大型が通るし耐荷重がどの程度かということをお教えしてもらって営農に役立てられればいいのではないのでしょうか。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

14番、白澤委員のご質問にお答えいたします。耐荷重につきましては道路住宅課のほうで把握しているものと思いますので、ここの道路について耐荷重がどのくらいかということについては、その都度、道路住宅課のほうにお問い合わせいただければと思います。

また、今回、●●●●さんが通る道路につきましては、道路住宅課さんにも提出いただいて許可を受けて、この道路を通行することになっておりますので、耐荷重とか、そこを通ることによって近隣の宅地への影響とか、そういったところも含めて検討した結果、この道路を通ることとお話していると今回の案件については聞いております。以上でございます。

議長

よろしいですか。こういった安全が出てくると、そういった近隣の道路だといったことも調べて、まず、白澤委員の言った対応を調べて教えていただきたいということですね。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

道路の構造についてはそれぞれの基準で決められているものがありますので、どういうふうな構造なのか、あるいはその地区でこの道路であればこういう作りになっているという部分の大まかなところ、基準に沿ったところでの判断は技師のほうでできるので、それについては道路住宅課の技師に確認したいと思います。今回に限らず、今回こういうふうな問題がいろいろ起きていますので、今後につきましても道路のほうの技師との連携をとっていききたいと思います。

特に道路の構造のほかにも、搬出の経路、搬入搬出の経路をどこを通過して運ぶのか、どこまで運ぶのかといったところも今回ちょっといささか疑念があったりして窓口で何回か聞いたりもしておりますので、どういう車両がどこを通るかという、それについては当然道路住宅課のほうにもここを通過していかという打診をしておりますので、そのあたりも一緒に含めて確認しながらいきたいと思っております。

うちの事務局の窓口だけで判断できないことはどうしてもありますので、このような案件については、道路住宅課のほうと連携して判断していきたいと思っております。以上、お答えといたします。

議長

よろしいですか。

白澤和実委員

はい、了解しました。

議長

はい。それでは、ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

討論なしということでございますので、討論なしと認めます。

それでは、挙手により表決に入ります。

議案第3号、農地法の適用外証明願いに対する許可決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長

挙手多数ですので、許可することに決めます。

議案第4号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う賃借権設定許可申請に対する意見決定について、許可相当として意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長

挙手多数ですので、許可相当として意見することに決めます。

議案第5号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う使用貸借権設定許可申請に対する意見決定について、許可相当として意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長

挙手多数ですので、許可相当として意見することに決めます。

次に進みます。日程第13、議案第6号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、を議題といたします。議題については事務局より、朗読させます。

事務局

(議案第6号 朗読)

議長

補足説明を許します。

事務局

ありません。

議長

説明がないということで、それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。

(「なし」の声あり)

議長

それでは質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。

(「なし」の声あり)

議長

討論なしと認めます。それでは挙手により表決に入ります。

議案第6号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、妥当な計画であるとして意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長

挙手多数ですので、妥当な計画であるとして意見することに決めます。

それでは次に進みます。

日程第14、議案第7号、令和4年度矢巾町農業委員会最適化活動の目標の設定等について、を議題といたします。議題については事務局より朗読させます。

事務局

(議案第7号 朗読)

議長

補足説明を許します。

事務局

事務局より議案第7号について補足説明させていただきます。15ページをご覧くださいと思います。令和4年度最適化活動目標の設定等記載があります。

ローマ数字1番の1、農業委員会の現在の体制については以下のとおりとなっております。

2番、農家・農地の概要につきましては、こちらは農林業センサス2020年より記入をしております。

大きいローマ数字2番、最適化活動の目標につきましては、農地集積の目標年度及び集積率82%につきましては、平成30年6月20日付けで矢巾町農業委員会として、農地等の利用最適化の推進に関する指針を定めておりまして、こちらの方で目標が令和8年3月に20%を目標としているところから数値を記載しております。

また、集積率82%を目標としておりますので、今年度の新規集積面積については5ヘクタール、農地面積に換算すると今年度末の集積面積については2,204ヘクタールになるように、目標としていくと今年度末集積率について81.3%、現在の81.1より0.2%増加するような目標とさせていただきますました。

続きまして(2)の遊休農地の解消につきまして、1号遊休農地面積について7.8ヘクタールとなっておりますが、こちら7.75ヘクタールですが、四捨五入としましたので7.8ヘクタールという形で記載しております。

次の(2)有休農地の解消の②目標の部分につきまして、遊休農地の解消目標面積について1.6ヘクタールとなっております。こちらについてはその表の下、注意書きをご覧くださいと思いますが、遊休農地の解消面積は令和3年度の利用状況調査における緑部分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入しておりますので、7.8ヘクタールの5分の1の面積1.6ヘクタールを記載しております。

少し進んでいただきまして、(3)新規参入の促進について、②目標というところ、権利移動面積平成28年度、平成29年度、平成30年度の記載があります。こちら3か年につきましては、農業会議からの指導によりこの3か年での平均を元にして、今年の面積の目標を定めるよう指導がございましたので、平成28年度から30年度の面積を記載しております。また、こちらの面積につきましては、中間管理を通しての貸借については外したもので記載しております。こちら3か年の平均の権利移動面積が57ヘクタールでしたので、その表の下の※印2番目標面積は過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入となっておりますので、57ヘクタールの1割、5.7ヘクタールということでこちら記載しております。

続きまして最後のページになります。2、最適化活動の活動目標につきまして、(1)最適化活動を行う目標につきましては、1人当たり月当たり10日、こちらについては全国的に10日という指導がございましたので、10日という形で記載しております。最適化活動を行う農業委員の人数につきましては全員ということで、16名ということで記載しております。

(2)活動強化月間の設定目標については、1年間に3回、取り組む時期については7月に農地パトロールもすでに行っていていただき、こちらが強化月間かと思えます。今月8月につきましては、農地相談会を実施いたしますので、新規参入への活動の一環として活動強化月間として記載いたしました。また、9月からは再度、農地利用状況調査という形で皆さん農地パトロールに積極的に行かれるかと思いましたので、このような形で記載しております。

事務局

(3)の新規参入相談会への参加目標につきまして、新農業人フェアin岩手、アイーナで開催しているものでございます。こちらにつきましては毎年出席しているものではございませんが、今回、目標を立てるにあたりまして、きっかけといたしまして1月に開催されることが決まっておりますので、参加できたらということで目標として1回という形で記載しております。

また、この目標につきましては、事前に岩手県農業会議のほうに内容について確認をいただいております。令和4年8月16日付けで異存がないことを回答いただいております。以上でございます。

議長

それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。質疑ございませんか。

佐藤俊孝委員

はい、議長。

議長

はい、11番、佐藤委員。

佐藤俊孝委員

11番、佐藤です。確認をしたいと思います。

遊休農地と耕作放棄地、当委員会はどういうふうに使分けされてるのでしょうか。自分も構成員ながら悩むので、確認をしたいと思います。

また、当町の最適化推進委員を置かない市町村、県内では金ヶ崎と当町が置かないということになっています。

それは何かと言ったら集積率が高いことからで、8割を超えている。そのときに出てくるのが、耕作放棄地がどうであるかという話がよく出てきます。で、一方で、我々も農地パトロールをしている時に「遊休農地化」、「化」というところでその状況把握をし、これどうしても駄目なんだってというのは、もう完全に林地化している。で、これは耕作放棄地とみなしていいのか。それが当町で出てくる数字は、おおよそ7.7ヘクタール。また端数がついて、ラウンドして7.8なり7.何某という数字が出てくる。

そうすると、耕作放棄地と遊休農地化という状況に皆さん困っているんですね。ここは、使い分けを上手くやってるからというところになるのかもしれないけども、この目標の中に既存遊休農地の解消ってあるものですから、明確にしないと対象地が出てこないんだろうな、というふうに思ったので、確認をした経緯であります。

続けて申し上げたいと思いますが、よろしいですか。質問したいと思いますけどよろしいでしょうか。

議長

どうぞ。

佐藤俊孝委員

はい。次に、遊休農地以外のことですが、最適化活動の活動目標のところですが、推進員等が最近活動を行う日数の目標というところで、1人当たりの活動日数が月10日、年間をつづけると120日。先程説明の中で、全国的な目標だ、というところで、この10日を計上したやに伺ったんですが、これ10日を上げなければならないものでしょうか。これは非常にきついと、そういうふうにするのは私だけかもしれませんが、皆さん、いかがですか。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

11番佐藤委員のご質問にお答えいたします。

耕作放棄地と遊休農地の違いでございますが、遊休農地については農地法に記載されていて、遊休農地になっているところについて農業委員さんのほうで意向確認などをすること、ということで示されているのが遊休農地でございます。耕作放棄地となりますと、こちらの文言は農林業センサスのほうでの言い方になります。

こちらにつきましては、農林業センサスの定義上は、以前耕作されていた農地で過去1年以上作付していない農地が耕作放棄地という形で記載しております。ですので、遊休農地より耕作面積の方が大きく記載されるのが通常かと思えます。

もう一つ、耕作されていない農地について呼び方が「荒廃農地」ということもございますので、農地法上は「遊休農地」、農林業センサスとしては「耕作放棄地」、農政の言い方ですと「荒廃農地」と3種類の言い方がありまして、少しずつ定義が違いまして範囲も少しずつ違うというような形でございます。

今回については、農地法に定めのある遊休農地が対象となっておりますし、皆さんが農地パトロールとして利用状況調査を行った上で、耕作されていない農地というところが遊休農地かと思えます。

もう一点につきまして、最適化活動を行う目標日数につきまして10日ということになっております。こちらにつきましては、全国的にも多いんじゃないかという話がありますが、国からの回答としては、活動日数を義務付けてはいたませんが、概ね10日以上活動日数を達成するようにしてほしいということで回答いただいておりますので、あくまでも目標としては10日を達するというところで設定するのが良いかとの指導でございます。以上でございます。

佐藤俊孝委員

はい、議長。

議長

はい、11番、佐藤委員。

佐藤俊孝委員 11番、佐藤です。今、説明あった内容で若干疑問があるので整理してほしいんですが、当町の7.7ヘクタール、7.8という数字が出てくる内訳は、遊休農地化とそれから耕作放棄地状態というのが同居しております。

佐藤俊孝委員 それであえて質問したのが、遊休農地に耕作放棄地が含まれているんじゃないかと。それは耕作放棄地に対する対策をとるべきであって、遊休農地に対する対策とは違うだろうとという見方から質問したものです。

もう一度、皆さんに7.7ヘクタール、7.8ヘクタールという数字が出たところで協議していただいて、遊休農地対策どうするかって言ったときには、その7.7なり7.8の内訳のところの対策を上げればいいのかどうか、と。耕作放棄地になっていることについてはまた別の対策をね、しなければならぬという解釈のもとで行うものというふうに、私の中で整理してあったものですから、一緒くたに遊休農地というところに含めるものではないのではないかというところです。

それと話は変わりますが、目標日数が10日ですが、目標に掲げて達成できなかった場合は、その理由を求められるように普通はなるんですが、いわゆる年間120日は重いのもっとハードル下げたらどうだろう、下げたら問題あるかなあという点も、もう一度教えてください。

佐々木昭英委員 はい、議長。

議長 はい、15番、佐々木昭英委員。

佐々木昭英委員 15番、佐々木昭英です。先程の日数に関して、全国農業会議所会議所から文書が来て、なんだか日数がずいぶん減ったとあったように見たんですが、その点はいかがですか。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 15番、佐々木昭英委員のご質問にお答えいたします。

そちらの通知につきましては、目標が10日から下がったというものではなく、それに皆さんの最適化活動に伴ってお支払いする交付金のお支払いの要件が緩和されただけでございまして、皆さんの活動目標10日というところが下がったわけではございません。以上でございます。

佐々木昭英委員 ちなみに何日でしたっけ、活動交付金のクリア日数は、1日ですよ。だから10日は厳しいんで、ちょっと下げたほうがいいんじゃないですか。どうでしょう。

藤原幸藏委員 はい、議長。

議長 はい、10番、藤原幸藏委員。

藤原幸藏委員

10番、藤原です。先月の総会時に郵送で送られてきたものですが、令和4年度最適化活動の目標、個人目標、それぞれ担当地区があります。次にですね、令和4年度最適化活動の目標等、案で、月5日なんですよ、いただいているのは。それを見た時に、「5日だったらできるかな」、こういう感じを持ちました。

もう一点です。

藤原幸藏委員

もうすでに委員の皆さんは、この最適化活動等活動した記録を出してるわけですよ。6月分はもう集計されましたか。1人平均何日活動しているか、総会等に入らないっていうことを説明を受けていますので、そういう6月の1か月の集計をしないで、そして、こういう目標を10日としているんです。これは重要な事項です。

矢巾町の農業委員の人たちは、月に最適化活動を何日できるんだなっていうのを把握して、そして目標をここに示すべきじゃないですか。全国的傾向が10日だから、うちも10日」というのでは、ちょっと無理があるんじゃないかなと思います。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

事務局より、15番、佐々木委員さん、10番、藤原委員さんのご質問にお答えいたします。

各推進員の活動目標設定の考え方につきまして、令和4年4月27日にはなりますが、農林水産省経営局農地政策課から全国から届いた農業委員会からの質問に回答するものがございます。Q & Aですね。こちらについて、農林水産省からの回答が、「『農業委員会による最適化活動の推進について』に基づいて、農業委員会の最適化活動の目標が適切でない」と都道府県農業会議が判断する場合は、適切に助言等が行われると承知しております。

また、農地利用最適化交付金事業実施要綱に基づいて、活動日数目標が月当たり10日を大きく下回っている場合については、国が当該目標の設定の考え方を確認することがあります。」となっておりますので、国としても基本的には10日を目標とすることと。それからかなり下回っている目標については、どうしてこのような日数になっているのかという確認が必要になるということで回答いただいておりますので、目標とすれば10日とすることを国から求められておりますし、農業会議からも10日という日数で問題はないということで回答をいただいております。

佐藤俊孝委員

はい、議長。

議長

はい、11番、佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員

11番、佐藤です。再三繰返しになることですが、県内でね、矢巾町と金ヶ崎は集積率が高い。その他の市町村は、ハードルが高く設計するものに対していろんな工夫しないと集積がなさらぬ、という状況のところ、そこをね、がんばれって言ったら、やっぱり10日を目標にすべきところなんだろうな、と。当町は、県内の1次目標であるところをすでにクリアしている。

佐藤俊孝委員

そこをね、更に目標に掲げて1ポイント上げよう。1ポイント上げるために10日稼がなければならない、次、10日稼がないと1ポイントあがらないのか。そこはバランスもあるんだろうと思うんだけど。だから、年間365日のうちの120日をハードルが高くなってる他の市町村は守れるんだろうけども、当町はその分は既にクリアしている。もう年間目標1ポイントあげるといって、やり方があるんだろうな、と。ほぼ稼がなくていいんじゃないかと。その方が理屈に合うんじゃないかと。私の一方的な個人的考えですが。

阿部江利子委員

はい、議長。

議長

13番、阿部江利子委員。

阿部江利子委員

13番の阿部です。先程、佐藤委員さんがおっしゃったとおりだと私も思うんです。先程の事務局のほうで、もし下回るのであればそれ相応の理由が必要だ、ここでネックだと思うんですよ。うちは理由、言えるじゃないですか。

8割集積してるんですよ。県でも上位ですよ。皆さん早く、足並みをうちのように揃えてください、そしたら、5日でも大丈夫ですよ、っていう大きな理由があるわけです。これ、下回るんだったら、的確な理由を言わないといけない。うちは今、理由を言える立場だと思うんです。そして、それが例えば今年1年やって5日を下回ってしまった、そうだったらまた来年、じゃあ7日にしましょう、って活動を増やしましょうってなると思うんです。全国の平均が、うちと同じレベルだったらわかるんです。

3件しかないところを120日かけて回ってください、っていうのと同じ意味なんです。3件しかないなら、それなりの活動の仕方があるから、だから皆さんうちが悔しいんだったら、うちと合わせてがんばってください、っていうのはこれは当然のことだと思うんです。うちはちゃんとした理由が言えるから、やっぱり最初は実質的にできる範囲の5日っていう目標に掲げるのが、皆さんがやっぱり「やれる」っていう数字を目標として掲げるのがモチベーションも上がるし、10日って言われて「無理だ、10日なんてできない」って言って下げるよりは、5日で更に1ポイントあげますよ、っていうようなモチベーションを持って行ったほうが、理由としてもきちんと矢巾町は理由を述べられる現状なので、私は5日でもいいのではないかと思います。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 11番、佐藤委員、13番、阿部委員のご質問にお答えいたします。

事務局 活動報告書、最適化の活動目標につきましては、全国、令和3年12月2日に全国農業委員会会長代表者集会による申し合わせで、活動日数の目標は月当たりおおむね10日程度と示されております。この目標を達成するために、農地利用最適化交付金、先程私がお話した最適化活動に関わる交付金について5日以上の活動を目標にするようにということで記載があり、そして更に佐々木委員さんからお話がありましたとおり、それについては、5日から1日以上という形で改善しております。

それはあくまでも最適化交付金の交付対象の要件でございまして、あくまでも農業委員さんは概ね10日以上活動目標を達成するようにお願いいたしますということで、農林水産省からは回答いただいているところでございます。

ですので、国からの指針として、農業委員さんは10日以上最適化活動をするようにという方針が示されておりますので、あくまでも目標は10日以上にならないと、国の指針に反する目標になるかと思っております。

ただ、皆さんのお話がありましたとおり、矢巾町は集積がかなり進んでいるところで、今後、集約であったり集約活動に移っていくところではございますが、確かに他の集積率の低い市町村よりは活動がしにくいような環境ではあると思っております。ですので、あくまでも目標は国の方針を受けて10日ということで設定させていただきまして、実際に皆さんから上がってきた活動日数について10日を切ることがあっても、それについては地元の農業委員さんが最適化活動した結果であり、集積率がかなり高いために日数としては10日を下回っている現状です、ということで、もし国や県、農業会議からの指導があったとしても、事務局としてはそのように回答するという形で、あくまでも目標は10日という形にさせていただきたいと思っております。以上でございます。

藤原幸藏委員 はい、議長。

議長 はい、10番、藤原幸藏委員。

藤原幸藏委員 10番、藤原です。

私はよくわかりました。次は要望です。

今の時期は、一番田んぼに行く機会が多い6月7月、ぜひ、委員の皆さんが上げた活動を、だいたい平均何日行ってるんだ、これを6月7月を、9月の総会時点で提出していただきたい。これは要望です。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 10番、藤原委員のご意見にお答えいたします。

皆さんから上げていただいた活動報告につきましては、現在、事務局で集計中でございますので、9月の総会までには日数を報告できるように準備しておきたいと思っております。以上でございます。

議長 よろしいですか。

藤原幸藏委員 いいです。

議長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

議長 それでは質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

それでは、挙手により表決に入りたいと思っております。

議案第7号、令和4年度矢巾町農業委員会最適化活動の目標の設定等について、承認する旨決するに賛成する委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長 挙手多数ですので、承認することに決めます。

以上で議事の全てを終了しましたので、総会は閉会といたします。皆様大変お疲れ様でございました。

(終了 15:58)

以上は、令和4年8月22日、矢巾町役場大会議室において開催された、令和4年第8回矢巾町農業委員会総会の経過及び結果であり、その相違なきことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 会 長

議事録署名人 番

議事録署名人 番

議事録署名人 番
